

山梨県公報

第千六百九十六号

平成十八年

九月四日

月 曜 日

目 次

保安林の指定の予定	六六一
土地収用事業の認定	六六一
公告	六六二
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	六六三
大規模小売店舗の新設に関する届出(二件)	六六六
土地改良区役員の退任	六六八
基本測量の実施	六六八

告 示

山梨県告示第四百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年九月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 保安林の所在場所
- 南都留郡富士河口湖町西湖字津原二二三〇の一、二二三〇の六、二二三〇の七、二二三一、二二三二、二二三三の一、二二三三の四から二二三八まで、二二三四地先・二二三五地先・二二三八地先(以上三筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。)、二二三九、二二三九内一、二三四〇から二四二四まで、字段野山二四三二の一
- 二 指定の目的
- 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字津原二二三〇の一・二二三三の一・二二三三の四から二二三六まで・二二三八・

字段野山二四三二の一(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)、字津原二二三四地先・二二三五地先・二二三八地先(以上三筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百六十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十八年九月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 起業者の名称

増穂町

二 事業の種類

増穂町道の駅整備事業

三 起業地

1 収用の部分 南巨摩郡増穂町大字青柳町字整理地地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

増穂町道の駅整備事業(以下「本事業」という。)は、法第三十二条に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関するものであることから法第二十条第一号の要件に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、国から補助金を受け財政措置を講じており、本事業を遂行する十分な意思及び能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十号第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

本事業は、自動車等の運転手が利用する休憩施設、地域の文化及び観光の情報を提供する情報発信施設及び災害時における防災拠点となる施設の整備を進めるものである。

増穂町では、中部横断自動車道の整備に併せた地域振興を図るため、平成八年から「中部横断道・増穂IC周辺地域整備構想」、「中部横断自動車道・増穂IC周辺地域整備基本計画」及び「中部横断自動車道・増穂IC周辺中核地区整備計画」を策定し、インターチェンジ周辺の土地利用について検討してきた。こうして、平成十三年策定の「第四次増穂町総合計画」において、「増穂IC周辺整備の促進と土地の有効活用」をまちづくりの主要課題として位置付け、周辺地域との交流拠点となる施設を整備することとし、更に平成十四年に策定した「増穂町都市計画マスタープラン」で、「増穂IC周辺地域」を交流拠点地域として、「道の駅」及び「情報発信拠点」等を整備することとした。その後、「増穂町都市再生整備計画」を策定し、「増穂町道の駅」を整備するに至ったものである。

一方、増穂町は、東海地震における防災対策強化地域に指定されており、特に、起業地を含む増穂町東部地区は、河川が複雑に交錯する地域であり、水防上重要な箇所である。しかし、東部地区における防災拠点である青柳町公民館は、昭和四十六年に建設されたが、緊急物資の集積や貯水問題等に対応できる施設ではなく、想定される災害に対応できる施設の整備が求められてきた。当初、増穂町では、災害時における拠点となる独立した施設を整備する計画であったが、財政上及び土地利用上から効率的ではないため、自動車等の運転手が利用する休憩施設及び地域の文化等の情報を提供する情報発信施設の機能を併せ持った施設を整備することが望ましいとの結論に至り、本事業を実施するものである。

本事業が完成すると、自動車等の運転手に憩いの場となる施設を提供し、地域の文化及び観光の情報を発信することができることと、災害時には防災拠点となる等、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、周辺に住宅はなく、造成工事は大規模であるが、工事の際には景観に配慮し周囲に囲板を施し、工事に伴う騒音及び振動の発生を押さえるため、低音重機を使用する計画であり、また、工事にあたっては地域住民に対して説明会を実施することとしており、適切な対策を講じるものと認められることから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認めら

れる。また、増穂町教育委員会によると、本件起業地内は、埋蔵文化財包蔵地に隣接しているが、起業地へ編入することに異議はないとのことである。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められることと、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十号第三号に該当する。

4 法第二十号第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

本事業は、増穂町と国土交通省が共同で行う水辺プラザ整備事業及び河川防災ステーション事業並びに中日本高速道路株式会社が行う中部横断自動車道パークエリヤ整備事業と一体的に実施される事業であるため、各事業における用地取得を同時に進める必要がある。増穂町が、国土交通省及び中日本高速道路株式会社と協議を行った結果、本年度から各事業者が用地買収を行うことになった。これらの状況から早期に本事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、建築物については、平常時は道の駅として、災害時には防災拠点としての利用を想定した規模となっている。また、駐車台数の算定は、平成十一年度道路路交通センサスによる国道五十二号の交通量を基に積算している。いずれも適当であり、必要な範囲であると認められる。また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十号第四号に該当する。

5 結論

1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十号各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。
 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
 増穂町役場建設課

公 告

● 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、
 次の者を同法第五十四条第二項に基づく指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）
 として指定した。

平成十八年九月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名称	所在地	担当する医療の種類
医療法人小宮山会 貢川整形外科病院	甲府市新田町一〇番二六号	整形外科に関する医療
医療法人社団ふか さわ矯正歯科クリ ニック	甲府市丸の内二丁目二番一三号サンフ ラワービル三階	歯科矯正に関する医療
医療法人静正会三 井クリニック	甲府市塩部三丁目一六番三三三号	腎臓に関する医療
独立行政法人国立 病院機構甲府病院	甲府市天神町一 一番三五号	整形外科に関する医療
社会保険山梨病院	甲府市朝日三丁目八番三二号	整形外科に関する医療 心臓脈管外科に関する 医療
江間歯科医院	甲府市相生二丁目二番二二号	歯科矯正に関する医療
甲府共立病院	甲府市宝一丁目九番一号	整形外科に関する医療 心臓脈管外科に関する 医療 腎臓に関する医療

医療法人笹本会笹 本整形外科	甲府市古上条町四四六番地	整形外科に関する医療
市立甲府病院	甲府市増坪町三六六番地	口腔に関する医療 形成外科に関する医療
小林皮膚泌尿器科 医院	甲府市幸町九番二三号	腎臓に関する医療
医療法人社団弘仁 勝和会ふじよした 勝和クリニック	富士吉田市上吉田九九七番地一	腎臓に関する医療
国民健康保険富士 吉田市立病院	富士吉田市上吉田六五三〇番地	心臓脈管外科に関する 医療
加納岩総合病院	山梨市上神内川一三〇九番地	心臓脈管外科に関する 医療
医療法人聴心会葎 崎相互病院	葎崎市本町一丁目一六番二号	腎臓に関する医療
山梨大学医学部附 属病院	中央市下河東一一一〇番地	眼科に関する医療 耳鼻咽喉科に関する医 療
医療法人峡南会峡 南病院	南巨摩郡鯉沢町一八〇六番地	整形外科に関する医療 心臓脈管外科に関する 医療 腎臓に関する医療 腎移植に関する医療 疫に関する医療
社会保険鯉沢病院	南巨摩郡鯉沢町三四〇番地一	腎臓に関する医療
身延町早川町国民 健康保険病院一部 事務組合立飯富病	南巨摩郡身延町飯富一六二八番地	整形外科に関する医療 腎臓に関する医療

株式会社山梨薬剤 センター	山梨市万力一〇番地	薬局（調剤）
株式会社ハーティ 加納岩薬局	山梨市上神内川一三三五番地一	薬局（調剤）
古沢薬局	大月市大月一丁目六番一〇号	薬局（調剤）
大月市薬剤師会 会 営大月調剤薬局	大月市大月町花咲二二六四番地四	薬局（調剤）
梅沢薬局	大月市猿橋町猿橋四七番地	薬局（調剤）
東京薬局	大月市富浜町鳥沢二七三三番地	薬局（調剤）
山梨漢方薬局	山梨市中央町三番一九号	薬局（調剤）
有限会社薬局明野	山梨市中田町小田川一四一六番地三	薬局（調剤）
健康館サワ葎崎店	山梨市藤井町南下条二六二番地	薬局（調剤）
有限会社島岡商会 若尾薬局	山梨市大草町若尾一三二四番地一	薬局（調剤）
有限会社櫛形調剤 薬局	南アルプス市下宮地四六七番地五	薬局（調剤）
菜の花薬局南アル プス店	南アルプス市野牛島一九二番地二八	薬局（調剤）
あすなる巨摩薬局	南アルプス市桃園三四〇番地二	薬局（調剤）
双葉薬局	甲斐市下今井四三番地	薬局（調剤）
村松薬局	甲斐市篠原二八四五番地一	薬局（調剤）
アロマ調剤薬局	甲斐市西八幡一一九七番地一	薬局（調剤）
かおり薬局	甲斐市中下条八七二番地	薬局（調剤）
ながつか薬局	甲斐市長塚一一五番地一〇	薬局（調剤）

あすなる石和薬局	笛吹市石和町広瀬六二三番地二四	薬局（調剤）
萩原調剤薬局	笛吹市御坂町乗合一六四番地一	薬局（調剤）
セキテイ調剤薬局 石和店	笛吹市石和町松本一〇六〇番地	薬局（調剤）
健康館サワ石和店	笛吹市石和町窪中島一三三番地三	薬局（調剤）
フリヤ薬局	笛吹市石和町市部一〇七八番地一	薬局（調剤）
いずみ薬局	北杜市大泉町谷戸二九七〇番地六	薬局（調剤）
株式会社中沢薬局 白州店	北杜市白州町白須一〇〇八番地五	薬局（調剤）
ホクト薬局	北杜市須玉町藤田七五八番地	薬局（調剤）
雄飛堂薬局上野原 店	上野原市上野原二〇〇四番地三	薬局（調剤）
ありす薬局	上野原市上野原六九一番地一	薬局（調剤）
原田薬局	上野原市上野原一五九八番地	薬局（調剤）
大和屋薬局	上野原市上野原二〇八五番地	薬局（調剤）
株式会社中沢薬局 玉穂店	中央市井之口九八〇番地五	薬局（調剤）
株式会社オーエス ドラッグスリバー サイドショップ センター店	中央市山之神一一二二番地	薬局（調剤）
有限会社田富調剤 薬局	中央市西花輪三五九〇番地一	薬局（調剤）
菜の花薬局	中央市東花輪五〇番三〇号	薬局（調剤）
井上薬局	南巨摩郡鯉沢町一五九四番地	薬局（調剤）

志村衛生堂薬局	南巨摩郡鯉沢町一八〇一番地	薬局(調剤)
調剤薬局みのぶ	南巨摩郡身延町梅平二四八三番一八	薬局(調剤)
天洋堂薬局	南巨摩郡身延町身延三七〇五番地	薬局(調剤)
昭和薬局	中巨摩郡昭和町紙漕阿原二一六番地一	薬局(調剤)
健康館サワ昭和店	中巨摩郡昭和町西条一四四八番地三	薬局(調剤)
フーメン薬局	南都留郡富士河口湖町船津堀休場二二一番地四	薬局(調剤)
富士薬局	南都留郡富士河口湖町船津三二二八番地	薬局(調剤)
社団法人山梨県看護協会荒川訪問看護ステーション	甲府市荒川二丁目一〇番二六号	訪問看護
社団法人山梨県看護協会ゆづき訪問看護ステーション	甲府市幸町一五番六号南庁舎二号館	訪問看護
社団法人山梨県看護協会貢川訪問看護ステーション	甲府市徳行三丁目二番一号甲府市貢川福祉センター内	訪問看護
社団法人山梨県看護協会富士北麓訪問看護ステーション	富士吉田市上吉田一七三九番地一富士吉田市訪問看護センター	訪問看護
甲州市訪問看護ステーション	甲州市塩山上於曾九七七番地五	訪問看護
社団法人山梨県看護協会つる訪問看護ステーション	都留市下谷二五一六番地一都留市保健福祉センター内	訪問看護
社団法人山梨県看護	韮崎市本町三丁目六番三号韮崎市保健	訪問看護

護協会訪問看護ステーションほっと・ほっと韮崎	福祉センター内	
社団法人山梨県看護協会ますほ訪問看護ステーション	南巨摩郡増穂町長沢一三三四番地二増穂町保健福祉支援センター内	訪問看護
社団法人山梨県看護協会南地区訪問看護ステーションぬくもり	南巨摩郡南部町八〇五〇番地一南部町医療センター内	訪問看護

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年一月四日まで縦覧に供する。
 平成十八年九月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
 - 1 氏名又は名称 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一
 - 2 住所 甲府市丸の内一丁目十六番四号
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 オギノ上野原店 食品館
 - (二) 所在地 上野原市上野原千九百三十八番一外
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
 - (一) 氏名又は名称 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一
 - (二) 住所 甲府市丸の内一丁目十六番四号
 - 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成十九年四月十八日
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千五百五十九平方メートル
 - 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の位置及び収容台数

- (1) 位置 届出の配置図のとおり
 - (2) 収容台数 七十九台
 - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の配置図のとおり
 - (2) 収容台数 四十五台
 - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (1) 位置 届出の平面図のとおり
 - (2) 面積 九十平方メートル
 - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (1) 位置 届出の平面図のとおり
 - (2) 容量 三立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (1) 開店時刻 午前九時
 - (2) 閉店時刻 午後九時四十五分
 - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前八時三十分から午後十時まで
 - (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (1) 数 四カ所
 - (2) 位置 届出の配置図のとおり
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 午前六時から午後十時まで
- 三 届出年月日
平成十八年八月十七日

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年一月四日まで縦覧に供する。
平成十八年九月四日

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
山梨県知事 山 本 栄 彦
- 1 氏名又は名称 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二
- 2 住所 甲府市丸の内一丁目十六番四号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 オギノ上野原店 衣料館
 - (二) 所在地 上野原市上野原千八百四十二番五外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
 - (一) 氏名又は名称 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二
 - (二) 住所 甲府市丸の内一丁目十六番四号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成十九年四月十八日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千十四平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の配置図のとおり
 - (2) 収容台数 四十台
 - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の配置図のとおり
 - (2) 収容台数 三十五台
 - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (1) 位置 届出の平面図のとおり
 - (2) 面積 二十四平方メートル
 - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (1) 位置 届出の平面図のとおり
 - (2) 容量 四・七立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (1) 開店時刻 午前九時
 - (2) 閉店時刻 午後九時四十五分
 - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前八時三十分から午後十時まで
 - (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (1) 数 三カ所
 - (2) 位置 届出の配置図のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

三 届出年月日

平成十八年八月十七日

● 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、竜王土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成十八年九月四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	土橋 健一	甲斐市竜王新町二三四番地	平成十八年八月六日

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、平成十八年八月二十二日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十八年九月四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 作業種類 基本測量（二千五百レベルGIS基盤情報整備作業）

二 作業期間 平成十八年九月二十一日から平成十九年三月二十日まで

三 作業地域 富士吉田市